

## 【別添1-2】

《表面》

## 切り取り線

## 折り線

## 介護保険負担割合証とは

「介護保険負担割合証」は、介護サービスや総合事業サービスを利用する際の利用者の自己負担の割合を記した証書です。

介護サービス等を受けようとするときは、介護保険負担割合証と介護保険被保険者証（介護保険証）と一緒に担当ケアマネジャー、介護サービス事業者や施設等へご提示ください。

行	枠	データ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1			1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7												
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
32															
33															
34															
35															
36															
37															
38															
39															
40															
41															
42															
43															
44															
45															
46															
47															
48															
49															

«裏面»

切り取り線

折り線

### 注意事項

介護サービス又はサービス・活動事業、第一号事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。  
 介護サービス又はサービス・活動事業（第一号事業）のサービスに要した費用のうち、適用期間に応じた利用者負担の割合欄に記載された割合分の金額をお支払いください。  
 居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。  
 町村窓口又は広域連合窓口又は東三河広域連合（以下「広域連合」といいます）に返却する際には、この証を添えてください。  
 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内にこの証を添えて、市町村窓口又は広域連合窓口又は東三河広域連合に提出してください。  
 刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受ける場合に記載された割合が三割である場合は四割の負担の割合である場合に記載された利用者負担の